



## 特殊関係内国法人及び添付対象外国関係法人の状況等に関する明細書

この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の7第11項（特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合において、措法第40条の7第2項第2号に規定する特殊関係内国法人並びに同条第1項に規定する特殊関係株主等及び外国関係法人について、同項に規定する株式等の保有を通じたこれらの者の関係を系統的に図示した書類を別紙に記載して添付します。